

矢板市景観計画に定める届出対象行為

行為の種類	届出対象規模 (届出が必要なもの)	大規模行為規模 (事前協議が必要なもの)
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 10m 又は 建築面積 500 m ² を超えるもの	高さ 13m 又は 建築面積 1,000 m ² を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	① さく、塀、垣（生垣を除く）、擁壁等 ② 煙突、排気塔等 ③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等 ④ 記念塔、電波塔、物見塔等 ⑤ 高架水槽、冷却塔等 ⑥ 広告塔、広告板等 ⑦ 彫像、記念碑等 ⑧ 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さ 3m を超えるもの 高さ 5m を超えるもの 高さ 10m を超えるもの 高さ 15m を超えるもの
	⑨ 観覧車、メリーゴーランド等の遊戯施設 ⑩ アスファルトプラント等の製造施設 ⑪ ガス、石油、穀物等を貯蔵し、又は処理する施設 ⑫ 自動車車庫の用に供する施設 ⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 ⑭ 再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物	高さ 15m を超えるもの 高さ 20m を超えるもの 高さ 10m 又は 築造面積 500 m ² を超えるもの 高さ 15m 又は 築造面積 1,000 m ² を超えるもの ■ 山地・丘陵地景観ゾーン 高さ 2m を超えるもの又は区域面積 500 m ² を超えるもの ■ その他のゾーン 高さ 2m を超えるもの又は区域面積 1,000 m ² を超えるもの ■ 山地・丘陵地景観ゾーン 高さ 5m を超えるもの又は区域面積 1,000 m ² を超えるもの ■ その他のゾーン 高さ 5m を超えるもの又は区域面積 5,000 m ² を超えるもの
都市計画法で規定する開発行為	■ 山地・丘陵地景観ゾーン 区域面積 1,000 m ² を超えるもの ■ その他のゾーン 区域面積 3,000 m ² を超えるもの	—